

平成28年度

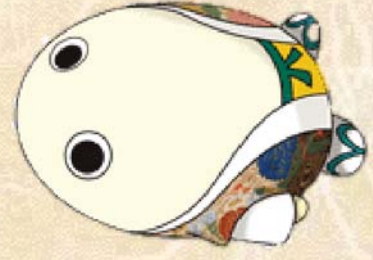
地方分権改革に関する提案募集

ヒアリング資料(重点番号22)

特別支援学校就学支援に関する事務

平成28年7月15日

京 都 府



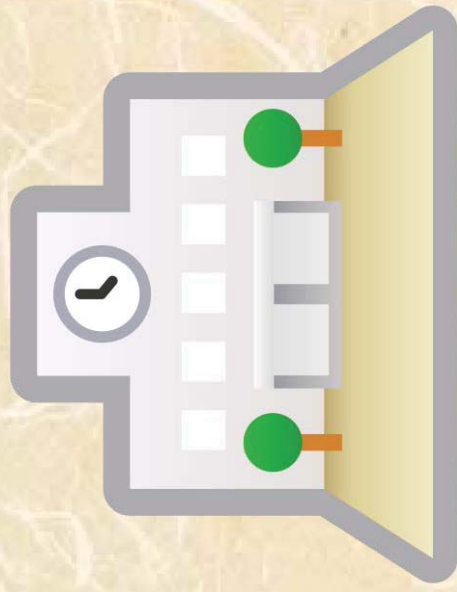
重点番号22: マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し(京都府)

マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し

【特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務】

申請時の添付書類

- ・課税証明書
- ・生活保護受給証明書 など



生活保護受給者にあつては、課税証明書に代わり、生活保護受給証明書を出し、生活保護受給者等が特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づき保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領)、本府において同様の取扱を行っている。

当該事務において情報連携できる特定個人情報

- ・ 地方税関係情報
- ・ 住民票関係情報

生活保護関係情報は
入手できない！！

支障事例

情報提供ネットワークシステムを利用しても、生活保護関係情報が入手できない

提案内容

マイナンバー法別表第2の改正により、特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務において、生活保護関係情報も情報連携の対象としていただきたい

件数(平成27年度)

2,781件
(生活保護世帯188件(うち市域126件))

情報連携の範囲
(提案が実現した場合)

生活保護関係情報	×	→	○
地方税関係情報	○	→	○

